

在外研究員研究報告書

2018年2月11日 受付

所 属	司法研究科		氏 名	高橋宏司	
職 名	教授				
研究課題名	仲裁合意違反の損害賠償、仮想通貨技術の法的諸問題				
研究期間	2016年8月22日～2017年8月20日				
滞在期間 ・滞在地 研究調査先	滞在期間	滞 在 地	研究・調査先		
	2016年8月22日～ 2017年8月20日	オーストリア	国際連合法務部国際商取引法課		
研究費	306.6 万円		研究成果の概要	別記 4,000字程度	
発 表	題 目 名	発表学術誌名Vol. No.	発行年月日		
	"Blockchain Technology for Letters of Credits and Escrow Arrangements"	(2018) 135-2 Banking Law Journal pp. 89-103.	2018年2月		
	著 書 名	発 行 所 名	発行年月日		
	United Nations Commission on International Trade Law (ed.) Modernizing International Trade Law to Support Innovation and Sustainable Development: "Implications of Blockchain Technology for the UNCITRAL Works" pp. 81-94. (共著)	United Nations (国際連合)	2017年11月		
	演 題	講 演 学 会 名	講演年月日		
"Ownership Dispute in the Aftermath of the Bankruptcy of Mt. Gox"	Cyberspace 2016 (Masaryk University(チェコ))	2016年11月26日			

仲裁合意違反の損害賠償、仮想通貨技術の法的諸問題を研究課題とし、ウィーンの国際連合法務部国際商取引法課(UNCITRAL)を研究受入先として、約一年間有意義に研究を積み重ねることができた。

受入先は、国際商取引法について、国際的な法統一と現代化を目的とし、長年にわたって多くの条約やモデル法を作成してきた国際機関である。毎年秋にはウィーンで、春にはニューヨークで政府間ワーキンググループの会合が開かれている。在外研究中の2016年-2017年には、5つのワーキンググループが稼働しており、ウィーンで開かれたそれらすべての会合(総計6週間)の傍聴を認められ、国際機関における立法プロセスを直に体験することができた。ワーキンググループごとに特色があり、立法の内容、法形式、立法作業の進捗等による違いも理解でき、国際立法の解釈に際しても糧になる経験となった。

2016年11月には、チェコのMasaryk大学で毎年開かれているCyberspace学会に出張し、“Ownership Dispute in the Aftermath of the Bankruptcy of Mt. Gox”というテーマで報告した。その後、報告を下に論文を執筆しており、現在に至るまで、推敲を重ねている。

UNCITRALでは、長期の客員研究員は私一人であったが、常時数名のインターン学生が2カ月程度で入れ替わりながら滞在していた。毎週一回、リーガルオフィサーがインターンの報告会を開いており、私もほぼ毎回出席するとともに、12月には、“How Bitcoin Works”というテーマで報告をした。

翌年3月頃、仮想通貨の法律問題を扱っているウィーン法律実務家およびウィーン大学の研究者と知己を得て、意見交換を行った。彼らとは今日に至るまで、論文や情報の交換を続けている。

ウィーンでは、毎年春に、国際商取引法分野で世界最大の模擬仲裁大会であるVis Mootが開かれる。4月には、仲裁人として同大会に参加した。会場では、同志社チームのメンバーに会って激励した。また、仲裁法の書籍展示ブースを出していた出版社の編集者達に会い、仲裁合意違反の損害賠償についてのモノグラフ出版の可能性と道筋を探った。このテーマについては、在外研究期間を通して、UNCITRAL図書室等で、資料収集を行った。

UNCITRALは、国際機関であるので、会合は基本的には政府間のものであるが、年に一、二回程度、学術的な会議が開かれることがある。在外研究中は、3月に担保取引をテーマとするコロキウムが開かれ、参加するとともに、特に仮想通貨技術(ブロックチェーン技術)との関係で積極的に発言し、意見交換した。また、7月には、UNCITRAL創立50周年を記念するとりわけ大きな会議(Congress)が開かれた。前回の25周年記念会議は、その後のUNCITRALに方向性を与えたと言われており、今回の会議も大変意義深いものとなった。その場で、幸運なことに、“Implications of Blockchain Technology for the UNCITRAL Works”というテーマで報告をする機会を与えられ、在外研究の集大成となる報告を行った。同報告は、11月にUNCITRALから公刊された報告集に収められた。

UNCITRALは、毎年夏に、一年の総括を行う年次総会(Commission)を開く。2017年は、前記Congressに引き続いて開催され、傍聴が認められた。在外研究に先立って、“Blockchain Technology and Electronic Bills of Lading” (2016) 22 Journal of International Maritime Law pp. 202-211という論稿を公表していたが、そこで検討していたUNCITRALのElectronic Transferable Recordsのモデル法が正式に採択される場面にも居合わせることができ、Working Group会合への出席とあわせて、国際立法プロセスの理解を深める良い経験となった。

前記Congressにおける報告等、在外研究中の研究活動がきっかけとなり、在外研究後も、仮想通貨技術の法的諸問題に関して、海外の学会や研究会に招聘されている。まず、2017年10月には、スウェーデンのGothenburg大学にて、“Blockchain Technology for Letters of Credit and Escrow Arrangements”というテーマで報告した。その報告をもとに執筆した論文は、(2018) 135-2 Banking Law Journal pp. 89-103から公表した。次に、2018年3月初旬に開かれるAPEC(Asia-Pacific Economic Cooperation アジア太平洋経済協力)のワークショップに招かれ、仮想通貨技術の紛争解決法との関係について報告することになっている。さらに、2018年9月下旬には、南アフリカ共和国の銀行法の学会に招かれ、仮想通貨技術の有する法的意義について報告することになっている。